



第一号イ及びロに掲げるもの、設備等設置維持計画並びに特殊消防用設備等試験結果報告書

第十五条から第二十六条まで（現行のとおり）

別表第一から別表第三まで（現行のとおり）

別記第一号様式から第二号様式の五まで（現行のとおり）

計画、法第十七条の二第三項の評価結果を記載した書面及び法第十七条の二の二第二項の認定を受けた者であることを証する書類

第十五条から第二十六条まで（略）

別表第一から別表第三まで（略）

別記第一号様式から第二号様式の五まで（略）

別記第11号様式の五の11（第十一條の四の七關係）

第2号様式の5の2(第11條の4の7關係)

特定大規模催しに係る指定通知書

第 年 月 日  
号

宛

東京消防庁  
消防総監(消防署長) \_\_\_\_\_

火災予防条例第55条の3の8第1項の規定に基づき下記のとおり特定大規模催しに係る指定をしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

催しの名称	
催しの開催場所	
催しの開催期間	
指定の理由	
備考	

※教示

- この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の五の11（第十一條の四の七關係）

第2号様式の5の2(第11條の4の7關係)

特定大規模催しに係る指定通知書

第 年 月 日  
号

宛

東京消防庁  
消防総監(消防署長) \_\_\_\_\_ 印

火災予防条例第55条の3の8第1項の規定に基づき下記のとおり特定大規模催しに係る指定をしたので、同条第3項の規定に基づき通知します。

記

催しの名称	
催しの開催場所	
催しの開催期間	
指定の理由	
備考	

※教示

- この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式の五の三及び第二号様式の六（現行のとおり）  
別記第一号様式の七（第十一條の十三關係）

第2号様式の7(第11條の13關係)

	第 年	月	号 日
宛			
	東京消防庁		
	消防總監		
火災予防上不適当な行為の是正勧告書			
あなたが行っている行為は、火災予防条例第55条の5の5第2項の規定に違反すると認められるので、同条例第55条の5の7の規定により、下記のとおり勧告します。 なお、勧告に従わない場合には、同条例第55条の5の8第1項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。			
記			
1	火災予防上不適当な行為の内容		
2	火災予防上不適当な行為と認められる理由		
3	勧告事項		
4	履行期限	年 月 日	

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式の五の三及び第二号様式の六（略）  
別記第一号様式の七（第十一條の十三關係）

第2号様式の7(第11條の13關係)

	第 年	月	号 日
あて			
	東京消防庁		
	消防總監		
火災予防上不適当な行為の是正勧告書			
あなたが行っている行為は、火災予防条例第55条の5の5第2項の規定に違反すると認められるので、同条例第55条の5の7の規定により、下記のとおり勧告します。 なお、勧告に従わない場合には、同条例第55条の5の8第1項の規定により、あなたの氏名又は名称その他必要な事項を公表することがあります。			
記			
1	火災予防上不適当な行為の内容		
2	火災予防上不適当な行為と認められる理由		
3	勧告事項		
4	履行期限	年 月 日	

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式の人（第十一條の十五關係）

第2号様式の8(第11條の15關係)

第 年	月	号 日
宛		
東京消防庁 消防總監		
火災予防條例に基づく意見陳述の機會の付与について		
<p>あなたは、火災予防條例第55條の5の7の規定による是正勸告を受けたにもかかわらず、当該勸告に係る事項を是正していないと認められますので、同條例第55條の5の8第1項の規定による公表を下記により予定しています。</p> <p>については、同條例第55條の5の8第2項及び火災予防條例施行規則第11條の15の規定により、意見を述べ、証拠を提示する機會を付与しますので、意見がある場合には、下記の期日までに意見書を提出してください。</p>		
記		
1 予定される公表の内容及び根拠となる條例等の条項		
2 公表の原因となる事実		
3 意見書の提出先及び提出期限		
注意事項		
1 代理人を選任することができます。代理人を選任した場合、代理人は意見書提出期限までに代理権を証明する書面を提出してください。		
2 代理人は、意見陳述の機會に関する一切の行為をすることができます。		
3 代理人がその資格を失ったときは、代理人を選任した者が書面でその旨を届け出なければなりません。		
4 消防總監が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。		
5 やむを得ない事情がある場合は、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時の変更を申し出ることができます。		
6 連絡先		

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式の人（第十一條の十五關係）

第2号様式の8(第11條の15關係)

第 年	月	号 日
あて		
東京消防庁 消防總監		
火災予防條例に基づく意見陳述の機會の付与について		
<p>あなたは、火災予防條例第55條の5の7の規定による是正勸告を受けたにもかかわらず、当該勸告に係る事項を是正していないと認められますので、同條例第55條の5の8第1項の規定による公表を下記により予定しています。</p> <p>については、同條例第55條の5の8第2項及び火災予防條例施行規則第11條の15の規定により、意見を述べ、証拠を提示する機會を付与しますので、意見がある場合には、下記の期日までに意見書を提出してください。</p>		
記		
1 予定される公表の内容及び根拠となる條例等の条項		
2 公表の原因となる事実		
3 意見書の提出先及び提出期限		
注意事項		
1 代理人を選任することができます。代理人を選任した場合、代理人は意見書提出期限までに代理権を証明する書面を提出してください。		
2 代理人は、意見陳述の機會に関する一切の行為をすることができます。		
3 代理人がその資格を失ったときは、代理人を選任した者が書面でその旨を届け出なければなりません。		
4 消防總監が認めたときは、意見書の提出に代えて口頭で意見陳述を行うことができます。		
5 やむを得ない事情がある場合は、意見書の提出期限の延長又は出頭すべき日時の変更を申し出ることができます。		
6 連絡先		

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式の九（現行のとおり）

別記第一号様式の十（第十一條の十九關係）

第2号様式の10(第11條の19關係)

優良防火対象物認定通知書		第 年 月 日 号
宛		東京消防庁
		消防署長 _____
年 月 日(受付番号:第 号)付けで申請のあつた防火対象物については、認定基準に適合しているので、火災予防条例第55條の5の10第3項の規定に基づき下記のとおり認定したことを通知します。		
記		
認定優良 防火対象物	所在地	
	名称	
	用途 ( )項 ( )	
認定した部分	<input type="checkbox"/> 建物全体 <input type="checkbox"/> 部分( )	
認定番号	第 号	
認定日 年 月 日	年 月 日	
認定失効 予定年月日	年 月 日	
特記事項		

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式の九（略）

別記第一号様式の十（第十一條の十九關係）

第2号様式の10(第11條の19關係)

優良防火対象物認定通知書		第 年 月 日 号
宛		東京消防庁
		消防署長 _____
年 月 日(受付番号:第 号)付けで申請のあつた防火対象物については、認定基準に適合しているので、火災予防条例第55條の5の10第3項の規定に基づき下記のとおり認定したことを通知します。		
記		
認定優良 防火対象物	所在地	
	名称	
	用途 ( )項 ( )	
認定した部分	<input type="checkbox"/> 建物全体 <input type="checkbox"/> 部分( )	
認定番号	第 号	
認定日 年 月 日	年 月 日	
認定失効 予定年月日	年 月 日	
特記事項		

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の11（第11条の19関係）

第2号様式の11（第11条の19関係）

優良防火対象物不認定通知書		第 年 月 日 号
宛		東京消防庁 消防署長
年 月 日(受付番号:第 号)付けて申請のあつた防火対象物については、認定基準に適合していないため、火災予防条例第55条の5の10第3項の規定に基づき下記のとおり認定しないことを通知します。		
記		
防火対象物	所在地	
	名称	
	用途 ( )項 ( )	
申請のあつた部	<input type="checkbox"/> 建物全体 <input type="checkbox"/> 部分( )	
認定基準不適合事項		
特記事項		

※教示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

別記第11号様式の11（第11条の19関係）

第2号様式の11（第11条の19関係）

優良防火対象物不認定通知書		第 年 月 日 号
宛		東京消防庁 消防署長
年 月 日(受付番号:第 号)付けて申請のあつた防火対象物については、認定基準に適合していないため、火災予防条例第55条の5の10第3項の規定に基づき下記のとおり認定しないことを通知します。		
記		
防火対象物	所在地	
	名称	
	用途 ( )項 ( )	
申請のあつた部	<input type="checkbox"/> 建物全体 <input type="checkbox"/> 部分( )	
認定基準不適合事項		
特記事項		

※教示

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式の十一及び第二号様式の十三（現行のとおり）  
別記第一号様式の十四（第十一條の二十四関係）

第2号様式の14(第11条の24関係)

認定優良防火対象物認定取消通知書		第 号
		年 月 日
宛		
東京消防庁		
消防署長		
年 月 日(認定番号:第 号)付けて認定した認定優良防火対象物については、火災予防条例第55条の5の14第1項第 号に該当するため、同条第2項の規定に基づき下記のとおり認定を取り消したことを通知します。		
記		
認定優良 防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	( )項 ( )
認定を受けた部	<input type="checkbox"/> 建物全体 <input type="checkbox"/> 部分( )	
認定取消日	年 月 日	
認定を取り消す理由		
特記事項		

※教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

別記第一号様式の十一及び第二号様式の十三（略）  
別記第一号様式の十四（第十一條の二十四関係）

第2号様式の14(第11条の24関係)

認定優良防火対象物認定取消通知書		第 号
		年 月 日
宛		
東京消防庁		
消防署長		
年 月 日(認定番号:第 号)付けて認定した認定優良防火対象物については、火災予防条例第55条の5の14第1項第 号に該当するため、同条第2項の規定に基づき下記のとおり認定を取り消したことを通知します。		
記		
認定優良 防火対象物	所在地	
	名称	
	用途	( )項 ( )
認定を受けた部	<input type="checkbox"/> 建物全体 <input type="checkbox"/> 部分( )	
認定取消日	年 月 日	
認定を取り消す理由		
特記事項		

※教示

- この処分に不服がある場合には、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)



別記第三号様式から第十九号様式の二まで (現行のとおり)  
 別記第二十号様式 (第二十一条関係)

第20号様式(第21条関係)

試験・検査結果書

	第 年	月	日
宛  _____	東京消防庁 消防総監 _____		
火災予防条例第63条第 項の規定に基づき申請を受けた試験・検査の結果は、下記のとおりです。			
試 験 ・ 検 査	年	月	日
	年		
	月		
	日		
試験・検査の名称			
試験・検査の種目			
申請数			
結  果			
試験・検査担当者名 _____			

(日本産業規格A列4番)

別記第三号様式から第十九号様式の二まで (略)  
 別記第二十号様式 (第二十一条関係)

第20号様式(第21条関係)

試験・検査結果書

	第 年	月	日
あて  _____	東京消防庁 消防総監 _____ <span style="float: right;">印</span>		
火災予防条例第63条第 項の規定に基づき申請を受けた試験・検査の結果は、下記のとおりです。			
試 験 ・ 検 査	年	月	日
	年		
	月		
	日		
試験・検査の名称			
試験・検査の種目			
申請数			
結  果			
試験・検査担当者名 _____			

(日本産業規格A列4番)

別記第110号様式の11（第111条関係）

第20号様式の2（第21条関係）

確認試験結果書

第 年 月 日  
号

宛  
\_\_\_\_\_

東京消防庁

消防總監 \_\_\_\_\_

火災予防条例第63条第4項の規定に基づき申請を受けた試験結果は、下記のとおりです。

物品名又は商品名			
製造会社又は輸入会社	所在	電話（ ）	
	名称		
試験	年 月 日	年 月 日	
	試験名	①	②
		④	⑤
	試験料数	試験料	
結果			
試験担当者名			

(日本産業規格A列4番)

別記第110号様式の11（第111条関係）

第20号様式の2（第21条関係）

確認試験結果書

第 年 月 日  
号

あて  
\_\_\_\_\_

東京消防庁

消防總監 \_\_\_\_\_

印

火災予防条例第63条第4項の規定に基づき申請を受けた試験結果は、下記のとおりです。

物品名又は商品名			
製造会社又は輸入会社	所在	電話（ ）	
	名称		
試験	年 月 日	年 月 日	
	試験名	①	②
		④	⑤
	試験料数	試験料	
結果			
試験担当者名			

(日本産業規格A列4番)

別記第二十一号様式から第二十二号様式まで (現行のとおり)  
 別記第二十三号様式 (第二十一条関係)

第23号様式(第21条関係)

試験・検査結果証明書

宛  東京消防庁 消防總監		第 号 年 月 日
火災予防条例第63条第 項の規定に基づき申請を受けた試験・検査の結果は、下記のとおりであることを証明します。		
製作者住所・氏名		
製作番号		
試験・検査	受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
	年 月 日	年 月 日
	試験・検査の名称	
	試験・検査の種目	
	申請数	
	結果	合 否
(試験・検査内容)		

(日本産業規格A列4番)

別記第二十一号様式から第二十二号様式まで (略)  
 別記第二十三号様式 (第二十一条関係)

第23号様式(第21条関係)

試験・検査結果証明書

あて  東京消防庁 消防總監		第 号 年 月 日
火災予防条例第63条第 項の規定に基づき申請を受けた試験・検査の結果は、下記のとおりであることを証明します。		
製作者住所・氏名		
製作番号		
試験・検査	受付年月日及び番号	年 月 日 第 号
	年 月 日	年 月 日
	試験・検査の名称	
	試験・検査の種目	
	申請数	
	結果	合 否
(試験・検査内容)		

(日本産業規格A列4番)

別記第十一号様式の11 (第十一号関係)

第23号様式の2(第21号関係)

確認試験結果証明書

宛 _____	第 年 月 日 号		
東京消防庁 消防総監 _____			
火災予防条例第63条第4項の規定に基づき申請を受けた試験の結果は、下記のとおりであることを証明します。			
物品名又は商品名			
試	受付年月日 及び番号	年 月 日	第 号
験	試験名	① ② ③	④ ⑤ ⑥
結			
果			

(日本産業規格A列4番)

別記第十一号様式の11 (第十一号関係)

第23号様式の2(第21号関係)

確認試験結果証明書

あて _____	第 年 月 日 号		
東京消防庁 消防総監 _____	印		
火災予防条例第63条第4項の規定に基づき申請を受けた試験の結果は、下記のとおりであることを証明します。			
物品名又は商品名			
試	受付年月日 及び番号	年 月 日	第 号
験	試験名	① ② ③	④ ⑤ ⑥
結			
果			

(日本産業規格A列4番)

別記第二十四号様式及び第二十五号様式 (現行のとおり)  
 別記第二十六号様式 (第二十五条関係)

第26号様式(第25条関係)

基準の特例等適用通知書				
		第	号	
		年	月	
		日		
宛		東京消防庁		
		消防署長		
_____				
年 月 日(受付番号:第 号)付けで申請のあった基準の特例等の適用について、火災予防条例第64条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。				
記				
防対象 火物	名称			
	所在地			
	建築面積	延べ面積		
	用途	構造・階層		
特例等適用対象等				
特例等適用の可否				
条件又は理由				
備考				

(注)法令の略称 法:消防法 政令:消防法施行令 省令:消防法施行規則  
 条例:火災予防条例 条則:火災予防条例施行規則  
 建基法:建築基準法 建基令:建築基準法施行令  
 都安例:東京都建築安全条例

※教示

- この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)

別記第二十四号様式及び第二十五号様式 (略)  
 別記第二十六号様式 (第二十五条関係)

第26号様式(第25条関係)

基準の特例等適用通知書				
		第	号	
		年	月	
		日		
宛		東京消防庁		
		消防署長		
_____				
年 月 日(受付番号:第 号)付けで申請のあった基準の特例等の適用について、火災予防条例第64条第2項の規定に基づき下記のとおり通知します。				
記				
防対象 火物	名称			
	所在地			
	建築面積	延べ面積		
	用途	構造・階層		
特例等適用対象等				
特例等適用の可否				
条件又は理由				
備考				

(注)法令の略称 法:消防法 政令:消防法施行令 省令:消防法施行規則  
 条例:火災予防条例 条則:火災予防条例施行規則  
 建基法:建築基準法 建基令:建築基準法施行令  
 都安例:東京都建築安全条例

※教示

- この処分不服がある場合には、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として(訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(日本産業規格A列4番)